

大阪府業務改善・賃上げ促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、物価高騰等により厳しい経営状況にある府内中小企業等の生産性の向上及び労働能率の増進に資する設備投資等への取組を支援することで、持続的な賃上げを実現する環境整備を行うことを目的として、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の交付額確定及び支給決定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内で、大阪府業務改善・賃上げ促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大阪府内に事業場を設置していること
- (2) 国助成金について、令和8年9月1日以降に大阪労働局長に交付申請を行い、知事が別に定める日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けていること
- (3) 大阪府内に事業場を設置している事業者において、当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の当該事業場内で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ額について、国助成金の事業実施計画書に記載した事業場内最低賃金の引上げ額（国助成金交付要綱の様式第1号（別紙2）の事業実施計画書に記載の引上げ額）を上回る引上げ額（国助成金交付要綱の様式第9号記2（別紙2）の事業実施結果報告に記載の引上げ額）にすること
- (4) 引上げ後の事業場内最低賃金（国助成金交付要綱の様式第9号記2（別紙2）の事業実施結果報告に記載の引上げ後の時間額）について、令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日までに同賃金額よりさらに2%を上回る額にすること

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、令和8年9月1日以降に大阪労働局長に交付申請を行い、知事が別に定める日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けている国助成金交付要綱の様式第9号記1（別紙1）の国庫補助金精算書に記載の対象経費支出済額（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等（国助成金を除く。）を受ける経費については、補助対象経費の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じた額（当該額が200万円を超える時は200万円とする。）と別表に定める上限額とを比較し、いずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

(事前登録)

第5条 次条の交付申請を行おうとする者は、知事が別に定める期間に事前登録をしなければならない。

2 前項の事前登録には、次の各号に定める書類を提出すること。

- (1) 事前登録書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第3号）

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請及び規則第12条に規定する実績報告は、補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第4号その1。以下「申請書」という。）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請内容書（様式第4号その2）
- (2) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
- (3) 国助成金交付決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第2号－1）
- (4) 国助成金事業実施計画書の写し（国助成金交付要綱 様式第1号別紙2）
- (5) 国助成金事業実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）
- (6) 国助成金国庫補助金精算書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号記1（別紙1））
- (7) 国助成金事業実施結果報告の写し（国助成金交付要綱 様式第9号記2（別紙2））
- (8) 賃金引上げを証する書面の写し（国助成金交付要綱 様式第9号記3）
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、補助事業者への補助金の入金をもって行うものとする。

3 知事は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をするものとする。

4 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

5 知事は、補助金を不交付とする場合にあっては、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（補助事業者の要件の変更）

第 8 条 補助事業者は、交付決定の後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は交付決定の日までに該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 知事は、前条第 1 項に規定する補助金の交付の決定及び規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

（補助金に係る経理）

第 10 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

（国助成金の交付決定取消及び返還命令に係る報告）

第 11 条 補助金の交付を受けた事業者は、国助成金の交付決定の取消や返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 12 条 知事は、規則第 8 条及び第 15 条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 国助成金の交付決定の取消しや返還命令があったとき
- （2） 第 2 条に規定する補助金の補助事業者に該当しないことが判明したとき
- （3） 正当な理由なく補助金の調査等を拒否したとき
- （4） 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（報告及び調査）

第 13 条 知事は、補助事業の適正な執行を期するため必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して報告をさせ、又は本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他必要な事項）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 30 日から施行する。

(別表) 補助上限額

交付要綱第2条 第3号及び第4号 をともに満たす 労働者数	【府】補助上限額		(参考)【国】助成上限額		
	右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	コース区分	右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
1人	100 千円	133 千円	50 円コース	300 千円	400 千円
2～3人	133 千円	233 千円		400 千円	700 千円
4～5人	233 千円	233 千円		700 千円	700 千円
6～7人	300 千円	300 千円		900 千円	900 千円
8人以上	366 千円	366 千円		1,100 千円	1,100 千円
10人以上(※)	433 千円	433 千円		1,300 千円	1,300 千円
1人	133 千円	166 千円	70 円コース	400 千円	500 千円
2～3人	166 千円	333 千円		500 千円	1,000 千円
4～5人	433 千円	433 千円		1,300 千円	1,300 千円
6～7人	600 千円	600 千円		1,800 千円	1,800 千円
8人以上	766 千円	766 千円		2,300 千円	2,300 千円
10人以上(※)	1,000 千円	1,000 千円		3,000 千円	3,000 千円
1人	300 千円	333 千円	90 円コース	900 千円	1,000 千円
2～3人	500 千円	800 千円		1,500 千円	2,400 千円
4～5人	900 千円	900 千円		2,700 千円	2,700 千円
6～7人	1,200 千円	1,200 千円		3,600 千円	3,600 千円
8人以上	1,500 千円	1,500 千円		4,500 千円	4,500 千円
10人以上(※)	2,000 千円	2,000 千円		6,000 千円	6,000 千円

※「10人以上」の上限区分は、国助成金交付要綱第4条第3項に定める特例事業者が対象